

国立市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条件を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 26 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 生産緑地法の一部改正により、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を、政令で定める基準に従い条例で定めることが可能となったことに伴い、国立市の生産緑地地区の区域の規模に関する条件について定めるため、条例を制定するものである。

国立市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条件を定める条例案

(趣旨)

第 1 条 この条例は、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき、国立市における生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条件について定めるものとする。

(規模に関する条件)

第 2 条 法第 3 条第 2 項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300 平方メートル以上の規模の区域であることとする。

付 則

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に一の生産緑地地区に係る一団の農地等の区域の一部の区域について法第14条の規定による行為の制限の解除がなされている場合は、当該一団の農地等の区域から当該一部の区域を除いた区域については、第2条の規定は適用しない。